

平成23年3月14日

社団法人日本クレジット協会
会長 堀部 政男 殿

経済産業省商務情報政策局取引信用課長 秋庭 英人 

東北地方太平洋沖地震に伴う被災者に係る極度額の取扱いについて

本年3月11日に発生いたしました平成23年東北地方太平洋沖地震により、被災地域に甚大な被害が出ており、地元では復興に向けて必死の努力が行われているところです。

本日付で、当省大臣官房商務流通審議官より、貴団体あて、被災者の債務の支払につき、支払条件の変更等の柔軟かつ適切な対応につき要請したところです。

包括信用購入あっせん業者においては、被災者がカード等を提示し又は通知して、包括信用購入あっせん関係販売業者から生活必需品等を購入し、又は包括信用購入あっせん関係役務提供事業者から生活に必要な役務の提供を受ける場合は、当分の間、割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第43条第1項第2号ハに原則として該当するものとして、柔軟に取り扱い願います。

貴団体におかれましては、貴団体所属の包括信用購入あっせん業者に対し、本要請の周知徹底を図っていただくことをお願いいたします。